

【お詫びとご報告】特定建築物定期調査及び建築設備定期検査における不備について

この度、当社が定期保守点検業務等を受託しております下記の3施設において、建築基準法第12条に定める「特定建築物定期調査」及び「建築設備定期検査」における複数の調査・検査項目が未実施となっていたなどの不備が判明いたしました。

お客様及び関係者皆様には、ご心配とご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

当社は、本事案を厳粛に受け止め、より一層の安全性確保と再発防止に取り組んでまいります。

記

1. 対象施設

さっぽろ東急百貨店

札幌エクセルホテル東急

湯浅札幌店

2. 調査及び検査の不備の内容

(1) 特定建築物定期調査

さっぽろ東急百貨店及び札幌エクセルホテル東急につき、2012年以降、建築物内部及び避難施設等の調査において、複数の項目が調査未実施となっております。また、本来、打診や設計書に照らした確認が必要な項目につき、目視のみの確認で済ませていたといった、調査不十分な項目がございました。

(2) 建築設備定期検査

上記1. の3施設につき、2012年以降、換気設備、排煙設備、非常用照明装置の検査において、複数の項目が検査未実施となっております。

上記未実施の各項目について、報告書には想定値等を記載のうえ提出をしております。

これらの不備が判明した調査・検査項目につき、湯浅札幌店では既に再検査を完了しており、安全性に問題がないことを確認していただいております。また、さっぽろ東急百貨店及び札幌エクセルホテル東急では、有資格者（一級建築士）による当該調査・検査項目の確認・検証を行うなど、安全性を担保する措置を講じていただいていることと承知しており、可及的速やかに適正な調査及び検査を実施すべく、準備を進めております。

3. 背景・原因

技術部門において、建築に関する有資格者等人的リソースが不足し、検査体制に脆弱性がありました。また、社員のコンプライアンス意識の不足並びに経営層及び本社部門が現場の実態を把握する体制構築がされていなかったことが原因と考えております。

4. 再発防止策

技術部門における人的リソースの拡充、業務のマニュアル整備を含む教育の充実を図るほか、外部機関による法令適合等の網羅的チェック及び全社的なコンプライアンス意識の強化に取り組んでまいります。

また、経営層と現業部門とのコミュニケーション機会の拡大による現場の課題の早期把握及び是正を可能とすべく、体制の見直し及び強化を図って参ります。

以上

【本件についてのお問い合わせ先】

北海道東急ビルマネジメント株式会社 内部統制室 電話 011-376-1092